

大阪府住生活審議会耐震改修促進計画推進部会運営要領（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第1（略）</p> <p>第2 組 織</p> <p>（1） 部会は、<u>下記の者</u>で組織する。</p> <p>① 部会に属する委員は、規則第2条第2項に規定する委員のうちから、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。</p> <p>② 部会に属する専門委員は、規則第3条第2項に規定する専門委員のうちから、<u>専門の事項を調査審議させる必要があるときに限り</u>、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。</p> <p>（2） 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。</p> <p>（3） 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。</p> <p>第3 会 議</p> <p>（1） 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p><u>（2） 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。</u></p> <p>第4（略）</p> | <p>第1（略）</p> <p>第2 組 織</p> <p>（1） 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、<u>会長が指名する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）</u>で組織する。</p> <p>① 規則第2条第2項に規定する委員 2人程度</p> <p>② 規則第3条第2項に規定する専門委員 2人程度</p> <p>（2） 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。</p> <p>（3） 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。</p> <p>第3 会 議</p> <p>（1） 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。</p> <p><u>（2） 部会は、これに属する委員等の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>（3） 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p><u>（4） 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。</u></p> <p><u>（5） 部会の決議は、規則第6条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。</u></p> <p>第4（略）</p> |